

選挙人名簿管理システム等 に係る標準化検討会 (第3回)

事務局提出資料

令和4年5月12日
総務省自治行政局

1. 全国市区町村等意見照会の実施概要

1-1. 実施概要

2-2. 意見提出状況の概観

2. 全国市区町村等意見照会結果を踏まえた検討の概要

2-1. 意見の整理方針

2-2. 具体的な作業プロセス

2-3. 意見の整理結果

2-4. ワーキングチーム等での検討結果

3. 今後の予定

3-1. 今後の主な検討事項

3-2. 今後のスケジュール

(参考資料 1) 検討会の体制等

(参考資料 2) 標準仕様書の概要

(参考資料 3) 選挙人名簿管理業務に関する照会結果の整理

これまでの検討状況

- 令和3年5月31日に、第1回選挙人名簿システム等標準化検討会を開催。
 - ・ 今後の検討方針、スケジュール等を共有。
- 令和3年6月17日より、ワーキングチーム（全6回）において、機能要件及び帳票要件の標準仕様案の検討を実施。
 - ・ ワーキングチームにおいて、参加地方団体の調達仕様や業務の仕方を比較したうえで、効率的な処理等につながる標準とすべき機能要件・帳票要件を議論。
- 令和3年9月15日に、第2回選挙人名簿システム等標準化検討会を開催。
 - ・ 標準化に係る論点におけるワーキングチームの方針、検討状況を共有。
- 令和3年10月6日～令和3年12月3日にかけて、ワーキングチームで検討した標準仕様案について全国市区町村等意見照会を実施。
 - ・ 機能要件、帳票要件（印字項目含む）について、全国市区町村等に意見照会を実施。
- 令和4年2月14日より、ワーキングチーム（全2回）において、全国市区町村等意見照会結果の反映方針について検討を実施。

これまでの検討会・ワーキングの開催実績

令和3年5月31日	第1回検討会	今後の検討方針、スケジュール等	令和3年8月5日	第5回ワーキング	機能要件の検討、 帳票要件の検討等
令和3年6月17日	第1回ワーキング	ワーキングの進め方、機能要件の 検討等	令和3年8月19日	第6回ワーキング	帳票要件の検討等
令和3年7月1日	第2回ワーキング	機能要件の検討等	令和3年9月15日	第2回検討会	標準化に係る論点におけるワーキ ングチームの方針、検討状況
令和3年7月19日	第3回ワーキング	機能要件の検討等	令和4年2月14日	第7回ワーキング	機能要件の検討等
令和3年7月30日	第4回ワーキング	機能要件の検討等	令和4年2月25日	第8回ワーキング	機能要件の検討等

1. 全国市区町村等意見照会結果の実施概要

- 全国市区町村等意見照会においては、令和3年度前半のワーキングチームで協議した主要な論点に対する検討結果を提示しつつ、機能要件、帳票要件等の標準仕様書の構成要素となる資料の全量を提示した上で標準仕様書案に係る意見を網羅的に収集した。

全国市区町村等意見照会の実施概要

全国市区町村等意見照会の使用資料

項目	内容
目的	✓ 標準仕様書案の中心となる機能要件及び帳票要件の案を公表し、広く意見を収集することで 検討の網羅性及び内容の妥当性を確認 する。
実施時期	令和3年10月6日～令和3年12月3日
照会対象	全市区町村
提示資料	✓ 標準機能要件（案）（右図参照） ✓ 標準帳票要件（案）など
照会事項	✓ 標準機能要件（案）、標準帳票要件（案）等に対する意見 ✓ その他、選挙人名簿管理業務に関する照会事項 ① 保有システム情報 ② 投票所入場券に関する情報 ③ 共通投票所の導入に関する情報 ④ 選挙人名簿管理システム等の標準化に対する意見
回答方法	所定の回答様式（Excel）にて回答（右図参照） ※特に意見等がない場合であっても、意見のない旨を回答

提示資料（標準機能要件案等）

機能名称		機能の定義		機能の定義（仕様書に追加） 設定の考え方・理由	ワーキングでの協議結果及び対応	
機能名称		実施すべき機能	実施しなくても良い機能			
8. 不在者投票						
8.1. 資格						
8.1.1. 資格						
(連番)	No.	システム名称	内/外	種別	対象/対象外	方針
147	157	2.期日 前・不在 者投票 管理	外部	1.法令様式 のある帳票	対象	レイトまで 標準化
148	159	2.期日 前・不在 者投票 管理	外部	1.法令様式 のある帳票	対象	レイトまで 標準化
8.1.2. 資格						
149	164	2.期日 前・不在 者投票 管理	外部	1.法令様式 のある帳票	対象	レイトまで 標準化

回答様式

No.	自治体コード	市町村	市区町村	対象資料	区分	種別	対象	修正案	修正案	その他資料への意見	区分	修正案、ご意見の理由
例1	192121	山形県	上野市	標準機能要件	不在者投票	8.1.1.	選挙人名簿管理業務文書交付申請に基づき、 確定票、給付、押上において不在者投票を 行う票を管理（登録）できること、交付 日、有効期限を管理（登録）できること、選 挙人名簿登録証明書の出力ができること。 選挙人名簿登録証明書の出力がプリント 出力できないこと。	選挙人名簿登録証明書の交付申請に基づき、 確定票、給付、押上において不在者投票を 行う票を管理（登録）できること、交付 日、有効期限を管理（登録）できること、選 挙人名簿登録証明書の出力ができること。 選挙人名簿登録証明書の出力がプリント 出力できないこと。		自治体方針の実現		選挙人名簿登録証明書を出力する ために確認を行うことで、ご出力の 品質向上を図ることができる。

意見の収集にあたっては具体的な修正の理由を類型化することで、意見の整理と標準仕様への反映の必要性の判断を効率化

No.	区分	修正案の理由
1	法令・政令・省令等への準拠	根拠法令と解釈を示し、本仕様書の修正が必要な根拠を記載
2	住民サービスの向上	本仕様に関連する住民サービスの意義と本仕様書の修正が住民サービスの向上に与える効果を具体的に記載
3	職員業務量の低減	本仕様書の修正が職員業務量の低減に与える効果を定量的に記載（何人の作業がどの程度低減するか）
4	自治体方針の実現	本仕様に関連する自治体方針の意義と本仕様書の修正が当該自治体方針の実現にどのように貢献するかの記載
5	都道府県選管への対応	都道府県選管からの通知等に基づいて対応が必要な事項を記載（例：無国籍児への対応）
6	誤字・脱字等	誤字・脱字等を記載
7	その他	その他、本仕様書の修正が必要な根拠を記載

○ 1,747団体中、220団体から2,319件の意見の提出を受けた。

意見の分類及び対象資料

【各団体からの意見の分類及び対象資料】（項目数は全国意見照会発出時点の数値）

(意見数)		資料名							合計
		標準 機能要件 (297項目)	標準 帳票要件 (129項目)	標準 印字項目 (104項目)	標準 レイアウト (21項目)	業務 フロー図 (60項目)	ツリー図	その他※	
システム名	選挙人名簿 管理	937	107	117	166	38	2	7	1,374
	期日前・不在者 投票管理	289	41	34	96	18	0	2	480
	在外選挙管理	153	14	8	30	9	0	1	215
	当日投票管理	48	0	0	0	1	1	0	50
	共通要件	132	29	1	2	0	0	0	164
	その他※	17	3	0	3	1	0	11	37
合計		1,576	194	160	297	67	3	21	2,319

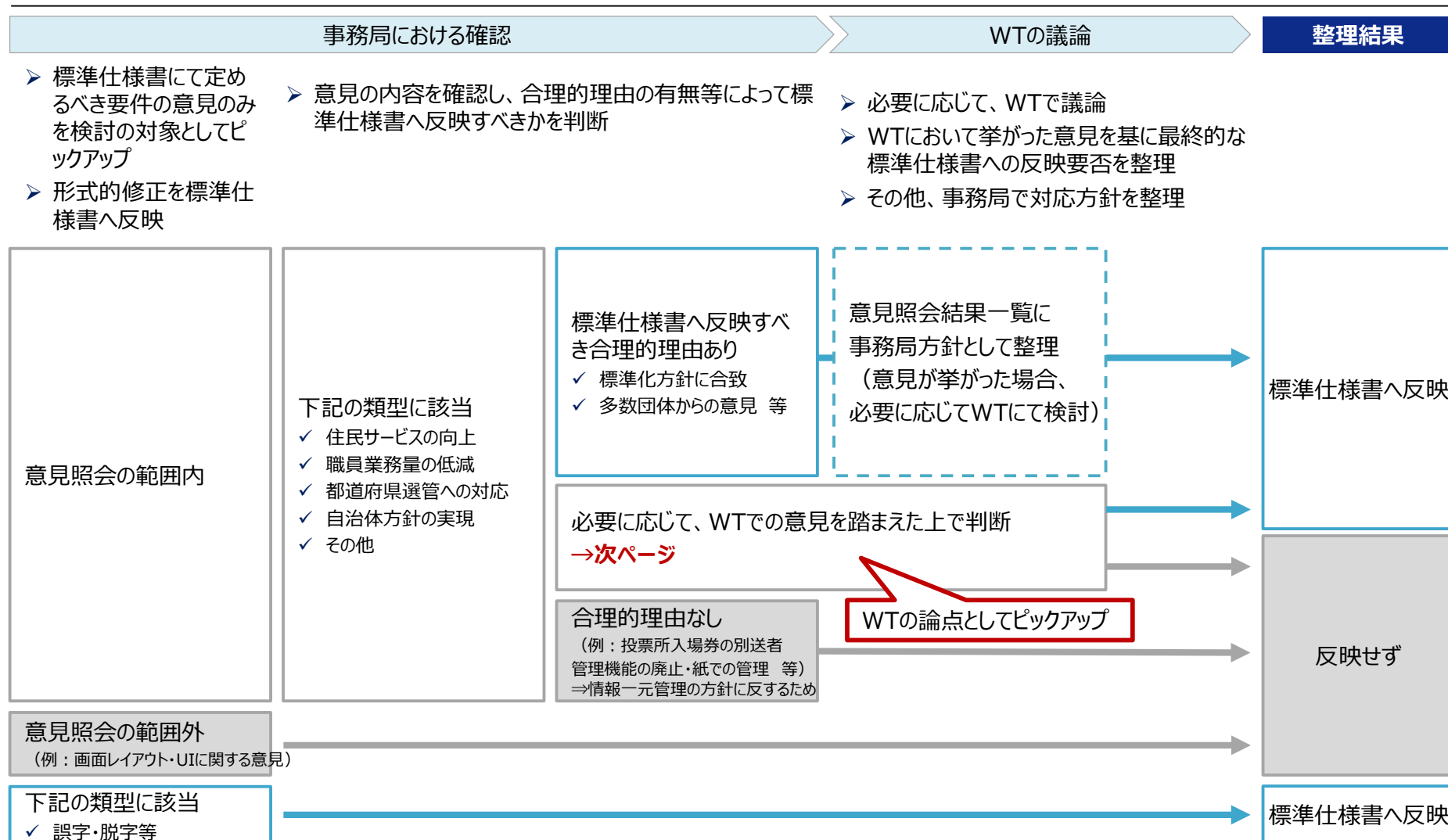
※対象資料・該当箇所が明記されていない、標準化対象外のシステム・内容に関する意見などを「その他」として分類している。

2. 全国市区町村等意見照会結果を踏まえた 検討の概要

標準仕様書案に関する意見の整理方針

- 意見照会の結果、団体から挙げた標準仕様書案に関する意見については、事務局による検討を経て、必要に応じてワーキングチームでの議論を行った上で標準仕様書への反映要否を整理。

標準仕様書案への意見の反映方針



- ワーキングチームでの論点として取扱うべきと整理した事項について検討用資料を作成のうえ、ワーキングチームにて議論を行った。
- 上記以外の意見については、事務局において検討・整理。

【ワーキングチーム資料】

選挙人名簿抄本の標準化 - 論点

- 全国意見照会の結果、第1回WTにて検討した選挙人名簿抄本の表記ルールに加えて、より細分化・分類での定義が必要であることがわかった。本WTにおいては以下の橙文字部分について議論を行う。

全国意見照会意見（抜粋）

ワーキングでの確認・協議事項

支援対象者、表示者の表記方法の標準化に係る検討

- 【備考欄表記】
- 備考欄へ採挙理由、各証明書等の交付状況等を表示しない。
 - 選挙人の個人情報保護の観点から、選挙人名簿への登録状況の確認には必要最小限度の情報のみを表示するべきとする。
- 【採挙者掲載】
- 選挙人名簿から抹消された者は選挙人名簿に載せる必要が無い。
 - 抹消者を印字し続けたら選挙人名簿が膨大になるべきとする。
 - 選挙人名簿から抹消された者の情報は、初めから目に触れないように対策を講じたほうが個人情報保護の観点から見て適切ではないかと考える。
 - どの時点の投票者の見え方・印字をすか（過去の抹消者は印字しないこと）明確化が必要がある。
 - 公職選挙法第28条において、直ちに選挙人名簿から抹消しなければならぬこととしている。

【失権者表記】

- 法第11条及び法第21条により、失権者について投票はできないが関覧名簿には記載される状態にするべき。
- 失権者本人またはその代理者が失権期間中に名簿の閲覧を行う際、自身が名簿へ登録されていないと苦情へ繋がる可能性がある。
- 違法人名簿登録後、失権者になった場合や、失権者が復権した場合の選挙人名簿上の取り扱いについて定義は必要。

【支援対象者】

- 誤って重要な個人情報外部に漏洩するリスクがある。
- 受付を紙名簿で行っており、加害者（同居していた夫など）が転出先の住所を知る可能性がある。

● 選挙人名簿抄本（閲覧用）における「備考欄」

- 抹消者掲載の是非、掲載する場合の該当抹消期間
- 復権予定者を含めた失権者の名簿表記
- 選挙人名簿抄本（内部用）における「支援措置対象者」の表記方法
- 二重登録者の名簿表記（出力／非出力）
※第8回WTにて取り扱い予定

WT事前確認結果【閲覧名簿の失権者表記】

- 出力不全（非表示行読みで表示なし）とした根拠
 - ・ 失権者を記載するに当たって、原則失権者であることを表示する必要があり、表示内容が誤謬する場合はあらかじめ想定される。登録されていなくないことについて失権者本人からの苦情等があった場合、個別に対応することになるものとする。
- 出力不全による根拠
 - ・ 失権者の家族構成を把握している関係者や該当者が記載されていないことについて不審に思う可能性もある。場合によっては非表示にしたことかえて失権中であることがわかってしまう可能性も考えられる。
 - ・ 失権者本人が閲覧を行っていた性がある
 - ・ 現行システムでも搭載されていた。

SAMPLE

1

選挙人名簿抄本の標準化－①閲覧名簿（備考欄）の表記範囲の検

- 意見照会から見た課題
- 特定資格登録者、抹消者、転出者の閲覧名簿における備考欄の出力範囲について、個人情報保護観点から再考すべきではないか

構成員への確認事項

- 出力範囲について、以下の標準化案を基に検討する

名簿登載者の表記有無・表記方法（第1回WT検討結果まとめ）

		外部用名簿（閲覧名簿）			内部用名簿										
		基本情報	備考欄	その他表記方式	基本情報	備考欄	その他表記方式								
一般	一般		—												
	資格登録者	・住所 ・氏名 ・生年月日 ・性別	資格名 + 交付日		標準化案 <table><tr><th>資格名</th><th>交付年月日</th></tr><tr><td>南極・船員</td><td>○表記する（学術的観点の利用の可能性あり？）</td><td>×表記しない</td></tr><tr><td>郵便</td><td>×表記しない（障害情報に近く機微情報にある可能性）</td><td>×表記しない</td></tr></table>	資格名	交付年月日	南極・船員	○表記する（学術的観点の利用の可能性あり？）	×表記しない	郵便	×表記しない（障害情報に近く機微情報にある可能性）	×表記しない		
	資格名	交付年月日													
	南極・船員	○表記する（学術的観点の利用の可能性あり？）	×表記しない												
郵便	×表記しない（障害情報に近く機微情報にある可能性）	×表記しない													
抹消者		抹消事由 + 抹消年月日	取消し線	抹消事由 + 抹消年月日	取消し線										
支援対象者		非表示	行詰め	標準化案 <table><tr><th>抹消事由</th><th>抹消年月日</th></tr><tr><td>○表記する</td><td>×表記しない</td></tr></table>	抹消事由	抹消年月日	○表記する	×表記しない		—					
	抹消事由	抹消年月日													
○表記する	×表記しない														
失権者		非表示	行詰め												
表示者															
	転出者	・住所 ・氏名 ・生年月日 ・性別	転出+ 転出年月日 転出先自治体名 (県名、市町村名)		転出年月日	市町村名)									

※事前確認票にて、支援対象者の行詰め・非表示により、閲覧名簿と定時登録名簿の名簿番号が異なることについて、問題ないかを確認したところ、回答を受領した全ての団体より「問題ない」との回答をいただいたため、従来の方針で確定する。

【凡例】 第1回WTCにて検討・確定した内容

【凡例】 第1回WTにて検討・確定した内容

○ 事務局及びワーキングチームの整理結果を基に、標準仕様書の構成資料を更新。

標準仕様書の構成資料

標準機能要件（案）

✓ 標準システムが備えるべき機能を記載

機能名称	機能の定義		機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	ワーキングでの協議結果及び対応
	実現すべき機能	実現してもしなくても良い機能		
8. 不在者投票				
8.1. 資格登録（船員）				
8.1.1. 登録	選挙人名簿登録証明書交付申請に基づき、指定港、船舶、岸上において不在者投票を行える者を管理（登録）できなく、交付日、有効期限を管理（登録）できること。 選挙人名簿登録証明書の出力ができること。		公職選挙法施行令第18条に基づき、選挙人名簿に登録された船員の申請に対して、選挙人名簿登録証明書の交付を行う。 また、業務の効率性の観点から、交付者の管理を行う。	不在者投票資格に係る証明書作成については、各団体によりシステム・表計算ソフト（Excel等）・手作業等異なっているが、本事業によりシステム出力へ標準化することとする。
8.1.2. 訂正	船員登録された者で、その登録内容に変更があった場合は管理（修正）できること。		前項の交付者の管理事項に変更が生じた場合には、更新を行う機能が必須と判断した。	

業務要件（ツリー図）及び標準業務フローにそれぞれ当該業務にて使用する機能を図示し、業務とのつながりを明確化

標準帳票要件（案）

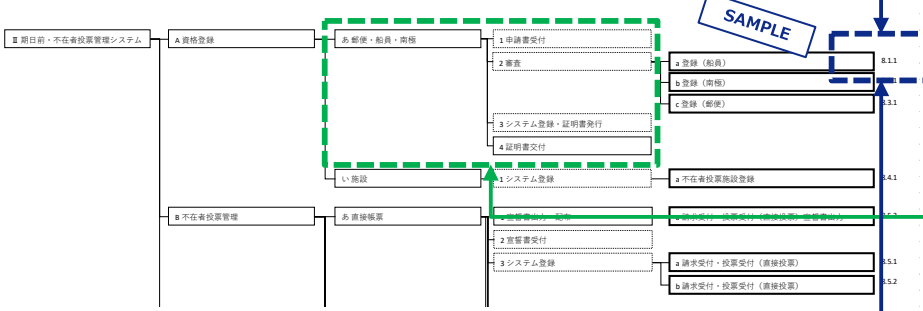
✓ 標準システムから出力すべき帳票を記載

(選挙)	No.	帳票区分				帳票一覧				出力条件等 ※6.統計帳票、7.条件別一覧、9.作業用一覧・集計表（EUC）のみ記載	法令との対応	様式有無	印刷用紙の提供有無
		システム名称	内/外	種別	対象/対象外	方針	帳票名称	概要・用途					
147	157	2.期日前・不在者投票管理	外部	1.法令様式のある帳票	対象	レイアウトまで標準化	南極選挙人証	不在者投票において、南極選挙人であることを示す証明書。	---		公職選挙法施行令第59条 第五十三条	あり（法令様式）	-
148	159	2.期日前・不在者投票管理	外部	1.法令様式のある帳票	対象	レイアウトまで標準化	郵便等投票証明書	不在者投票において、郵便等投票に登録したことを示す証明書。	---		公職選挙法施行令第59条 第五十三条	あり（法令様式）	-
149	164	2.期日前・不在者投票管理	外部	1.法令様式のある帳票	対象	レイアウトまで標準化	不在者投票証明書	不在者投票において、選挙人が不在者投票を行うことを示す証明書。	---		公職選挙法施行令第59条 第五十三条	あり（法令様式）	-

標準業務フローに当該業務にて使用する帳票を図示し、業務とのつながりを明確化

業務要件（ツリー図）（案）

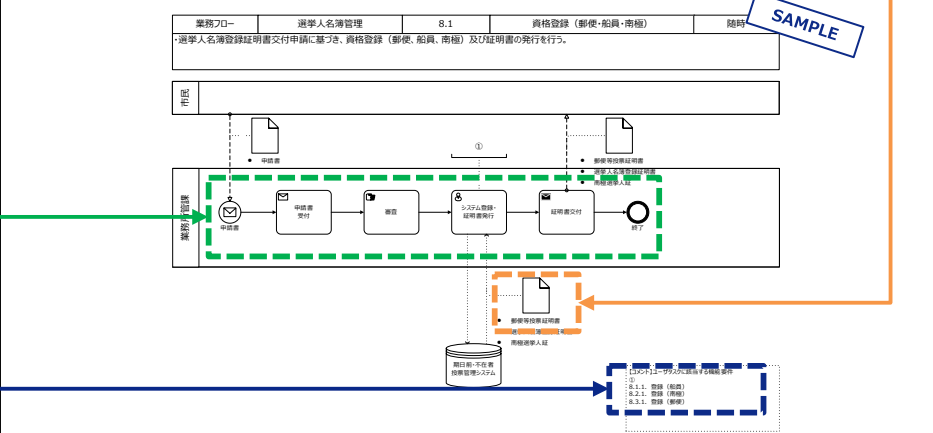
✓ 標準業務フローのタスクに沿って選挙人名簿管理業務に係る機能を一覧化



業務要件（ツリー図）にて標準業務フローに記載の業務を体系的に記載

標準業務フロー（案）

✓ 標準システムを用いて選挙人名簿管理業務を実施する際の運用を記載



対応方針の整理結果

- 前述の意見整理方針に従って挙げた意見を整理した上で、「仕様書へ反映」、「事務局内にて検討」、「WT内にて検討」といった対応を実施した。なお、技術的側面からの確認が必要な事項については、現在APPLICへ照会中。
- なお、意見数は5ページ（意見提出状況の概観）にて示した意見から、同内容である意見を統合し、整理した後の件数である。

全国意見照会の対応方針整理結果

	対応方針	意見数 (重複を除く)	対応状況	主な内容
WT等 にて協 議を 実 施	WT内にて検討 (論点・主要課 題)	86件	WTでの検討を経て 対応を決定済み (一部、APPLICに照会予定)	✓ 投票所入場券の標準レイアウトパターンの追加検討（23件） ✓ 名簿抄本上の表記の検討（22件） ✓ 二重登録通知・照会の運用の検討（19件）等
	APPLICへ照会 (技術的側面)	35件	令和4年度に照会后、 対応方針を確定	✓ 帳票の印刷及び外部委託に関する要件の検討 ✓ マイナンバーカードを用いた投票受付に係る要件の検討 ✓ 各省庁、都道府県、自治体とのデータ連携の検討 等
事務局内にて整理		77件	対応を決定済み	✓ 職権消除者の名簿上の記載の検討 ✓ 検察審査員・裁判員の異動管理機能の追加検討 ✓ 失権者の転出後の管理方法
		484件	標準仕様書へ反映済み	✓ 在外選挙人の失権者管理機能の追加 ✓ 簿冊管理機能の追加 ✓ 在外選挙人のメモ機能の追加 ✓ 用語の統一、誤字・脱字など 等

ワーキングチーム等での検討結果（1/4）

○ 全国市区町村等意見照会にて挙げた意見を基にワーキング及び事務局にて検討を行った主要論点及び対応方針を以下に示す。

No.	論点	内容	検討結果
1	選挙人名簿抄本のレイアウト定義及び選挙人の種類ごとの表記	- 選挙人名簿抄本における支援措置対象者、表示者等の表記方法は、市区町村によって異なるため、標準化する。 - レイアウトについても市区町村、事業者ごとに異なる状態となっているため、標準的な様式を定義する。	選挙人名簿抄本(定時用、閲覧用、選挙時・投票日用) 及び新規登録者名簿、抹消者名簿の標準的なレイアウトを定義する。各名簿における表記は以下のとおり。 15ページに詳説 【外部用（閲覧）名簿】 - 抹消者・・・取消線を付する。 - 支援措置対象者・・・行詰めとし、表記しない。 - 失権者・・・通常表記と、各市区町村にて「特定の記号」での表記を選択可能とする。 - 転出者・・・転出者である旨を表記する。 - 資格登録者・・・南極、船員、郵便等資格登録者である旨を備考欄に表記しない。 【内部用（選挙時・当日）名簿】 - 抹消者・・・選挙時登録以降の抹消者について、備考欄に抹消事由、抹消日を記載し、取消線を付する。 - 支援措置対象者・・・備考欄に「特定の記号」を用いて表記する。 - 失権者・・・備考欄に「特定の記号」を用いて表記する。 - 転出者・・・転出・届出年月日及び市区町村名を表記する。 - 二重登録者・・・通知・照会が完了した者は取り消し線を付記、備考欄に「二重登録」「登録日」を表記する。通知・照会が未了の者は、備考欄に「二重登録」を表記する。
2	投票所入場券のレイアウト定義	市区町村ごとに投票所入場券のレイアウト及び使用する様式、送付単位が異なっているため、標準化を検討する。	封書様式/世帯単位を推奨案とする。 ただし、全国意見照会やワーキングにて住民サービス向上・業務効率化の観点から他の様式についても標準レイアウトに加えるよう求める意見が多数挙げたことを踏まえ、推奨案以外の様式・送付単位も可とし、標準レイアウトを定義する。 【投票所入場券の標準レイアウト】 封書様式/世帯単位【推奨案】 - はがき様式/世帯単位（2名印字） ・ （4名印字） - はがき様式/個人単位（圧着なし） ・ （圧着あり）

ワーキングチーム等での検討結果（2/4）

○（前ページの続き）

No.	論点	内容	検討結果
3	宣誓書のレイアウト定義及び運用の検討	- 市区町村ごとに宣誓書のレイアウトが異なっているため、標準化を検討する。 - また、投票所入場券裏面への印字、選挙人情報のシステム印字など、業務効率化に資する方策を検討する。	投票所入場券裏面の宣誓書及びシステム出力の宣誓書の標準レイアウトを定義する。 16ページに詳説 - 投票所入場券裏面の宣誓書（実装必須機能） - 封書及びはがき様式に対応し、投票事由の記載は市区町村にて変更可能とする。 - 氏名・住所等の選挙人情報のプレ印字の実施は任意とする。 - システム出力の宣誓書（標準オプション機能） - 氏名・住所等の選挙人情報をシステム印字とするとともに、事務処理欄、バーコードを設けることで期日前投票所・投票所の受付業務の効率化を図る。
4	二重登録通知・照会に係る機能・運用の検討及び通知・照会文書のレイアウト定義	- 二重登録に係る業務について、市区町村間における運用差異（通知のみ／照会のみ／通知・照会併用）が生じており、運用の標準化を検討する。 - 市区町村間での通知文書の印字項目・レイアウトの標準化を行う。	二重登録に係る確認については、転入先市区町村から「通知」を必ず行うこととし、転入先市区町村から「通知」がなかった場合のみ「照会」を行う。 また、二重登録通知・照会・照会回答に使用する標準レイアウトを定義する。 【二重登録に係る運用方針】 - 市区町村の事務負担を考慮し、転入先市区町村からの通知を必須とする。 - 全国意見照会にて通知の送付・到達期限の定義を求める意見が挙がったが、各団体の運用の差異を踏まえ、投票所入場券のデータ作成後速やかに「通知」を行うこととする。 【二重登録に係る標準レイアウト】 - 速やかに登録状況に係る照会・回答を可能とするため、送付元選挙管理委員会の電話番号・LGWAN等のメールアドレスを記載可能とする。
5	失権者の管理機能に関する検討	失権者情報の管理方法は、システム管理・Excel管理・紙台帳管理と市区町村によって異なるため、システム化を前提とし標準化を行う。	失権者管理は原則、システムを用いて処理・管理することとし、必要な機能を定義する。また、令第1条の3通知の標準レイアウトを定義する。 - 失権者情報として、基本4情報、令第1条の3通知作成に必要な情報、復権確認に必要な情報を管理する。 - 失権者管理に関する機能として、失権者情報管理機能、令第1条の3通知の出力機能、復権処理機能、失権者一覧の出力機能を定義する。

ワーキングチーム等での検討結果（3/4）

○（前ページの続き）

No.	論点	内容	検討結果
6	選挙区・投票区等の設定に関する機能の検討	市区町村によって選挙区・投票区の設定の考え方が異なっており、標準仕様書策定にあたってはすべての市区町村での利便性確保・制度改正などに伴う設定変更に留意しつつ機能を検討する。	選挙区・投票区について、住所のほか、選挙人や自治体単位で設定可能とする機能を定義する。 選挙区・投票区の区割り及び投票所との紐づけについては、各自治体職員がパラメータ変更で設定可能な機能とする。
7	統計・集計情報の作成機能の検討	法令に基づく統計、都道府県選管へ提出する統計、各市区町村が独自で作成する統計のうち、要件化すべき範囲を検討する。	法令上作成が必要または国へ提出が必要な統計・集計については、実装必須機能として要件を定義する。 そのほかの統計・集計についてはEUC機能や画面参照での対応を可能とする。
8	帳票印刷に関する機能の検討	市区町村によっては帳票印刷の外部委託を行っており、様々な形態に応じた印刷要件を検討する必要がある。	他の標準化対象業務の仕様に準拠する形でデータ出力、発行抑止、文字溢れ対応、レイアウト、印刷に係る要件を定義する。
9	在外選挙管理に関する機能の検討	市区町村によって在外選挙管理事務のシステム化の状況は異なっているため、在外選挙申請から投票管理までの事務を選挙人名簿管理システムとは独立した機能として定義する。	在外選挙人が少数であり、システム化によるメリットが少ない市区町村もあることから、在外選挙管理機能群は標準オプション機能として定義する。 在外選挙管理事務全体をシステム管理とすることで効率的な業務運用が可能となる。

ワーキングチーム等での検討結果（4/4）

○ （前ページの続き）

No.	論点	内容	検討結果
10	出国時申請に関する機能の検討	・ 出国時申請情報の管理方法は、システム管理・Excel管理・紙台帳管理と市区町村によって異なっており、システム化を前提として標準化を検討する。	出国時申請の管理に必要な機能を定義する。 具体的な機能の内容は以下のとおり。 【出国時申請に係る機能】 ・ 出国時申請者の名簿抹消機能（選挙人名簿管理機能群） ・ 出国時申請者情報の連携機能（選挙人名簿管理機能群） ・ 出国時申請者の登録機能（在外選挙管理機能群）
11	検察審査員候補者予定者・裁判員候補者予定者の管理に関する機能の検討	・ 検察審査員及び裁判員の候補者予定者管理事務は全市区町村で発生する事務にも関わらず、機能化が進んでいない現状があったため、標準仕様に置いて機能化を検討する。	検察審査員候補者予定者・裁判員候補者予定者の管理に必要な機能を定義する。 具体的な機能の内容は以下のとおり。 【検察審査員候補者予定者・裁判員候補者予定者の管理に係る機能】 （すべて選挙人名簿管理機能群） ・ 失権者情報を利用した有権者情報の作成機能 ・ 候補者予定者の選定区分（裁判員、検察審査員（検察審査会、群））管理機能 ・ 候補者予定者の異動情報反映機能 ・ 候補者予定者の異動事由参照機能 ・ 任意の期間中に異動が発生した候補者予定者の一覧出力機能

- 選挙人名簿抄本においては、法令様式でありながら団体ごとに表記方法が大きく異なること、また名簿の種類（内部用（定時登録／選挙時登録）／外部用（閲覧））により表記を変更している団体が存在するため、WT等において、特に丁寧に情報の整理・議論を行った。

選挙人名簿抄本レイアウト及び主な対応方針

0000 11

ヘッダー部分

投票区関連情報

- ・ 政令市を含め同様の枠の用意とし、使用しない欄は空白とする
- ・ 任意地域は、大字、小字のいずれか、またその組み合わせを設定可能とする

メイン（抄本）部分

支援措置対象者（仮支援措置対象者含む）表記

- ・【選挙時名簿（期日前・不在者、当日）】備考欄に特定記号（◆）を付記
- ・【閲覧名簿】非表示・行詰め

失権者表記

- ・【定時登録名簿、選挙時名簿（期日前・不在者、当日）】備考欄に特定記号（＊）を付記
- ・【閲覧名簿】備考欄に特定記号（＊）の印字有無を任意選択可能

抹消者表記

- ・【選挙時名簿（当日）】選挙時登録以降の抹消者について、取り消し線、備考欄に抹消事由、抹消日を記載

二重登録者表記

- ・【選挙時名簿（期日前・不在者、当日）】通知・照会が完了した者は取り消し線を付記、備考欄に「二重登録」「登録日」を記載
- ・【選挙時名簿（期日前・不在者、当日）】通知・照会が未了の者は、備考欄に「二重登録」を記載

資格登録者

- ・【閲覧名簿】南極、船員、郵便等資格登録者について備考欄に表記しない

レイアウト関連

縦横レイアウト

- ・ 縦、横どちらもレイアウトも利用可能とする（システム上で任意設定）
- ・ 巻頭～中間頁は1頁当たり25行、最終頁は20行（巻末分を印字する必要があるため）

※組合へ交付は、それぞれ「受」：不在者・投票用紙受領済、「交」：満済、「期」：期日前・投票済、「済」：当日投票済、「×」：選挙権なし、「△」：要確認、「 」：当日投票可能を示す。

この選挙人名簿の抄本は、令和3年9月1日現在において選挙人名簿に基づいて調製したものである。

市(区)町(村)選挙管理委員会委員長 ○○ ○○ 印

- 投票所入場券・宣誓書レイアウト及び主な対応方針

- ・ 宣誓書記載項目のうち、氏名、住所、生年月日についてシステム印字も可能とする。

16

3. 今後の予定

- 標準仕様書本編及び別紙一式の案の作成について、引き続き精査するとともに、今後の主な検討事項（①デジタル庁中心の共通要件関連／②令和3年度からの継続検討事項等）について、APPLIC、デジタル庁への照会・調整等を経て標準仕様書（1.0版）の公表を予定している。

標準仕様書一式	対応状況 (令和3年度末時点)	今後の主な検討論点	対応の方向性
標準仕様書（本編）	案作成	① 共通要件関連（デジタル庁において対応） ・ 非機能要件 ・ ガバメントクラウド	・ デジタル庁の「標準非機能要件」の更新・拡充 結果を踏まえ、対応
別紙1 業務フロー		② 令和3年度からの継続検討 ・ 帳票印刷に係る機能の検討 ・ 機微情報（支援措置対象者・失権者）の管理方法 ・ 自治体間の差異に配慮した業務フローの精緻化	・ APPLICへの照会・協議を経て要件の精緻化・最終化
別紙2 ツリー図		③ 選挙業務のデジタル化 ・ 共通投票所 ・ マイナンバーカードを利用した投票受付 ・ マイナンバーカードを活用した不在者投票のオンライン請求	・ 不在者投票のオンライン請求：今後のマイナポータル（ぴたりサービス）におけるデジタル庁の方針更改等に応じて、適宜要件の更新を行い、実装必須機能として要件を決定
別紙3 機能要件		—	・ 機能要件等の精緻化・最終化に合わせて更新
別紙4 エラー・アラート要件		② 令和3年度からの継続検討 ・ 主要帳票（選挙人名簿抄本・投票所入場券・宣誓書）のレイアウト定義及び運用の検討	・ APPLICへの照会・協議を経て要件の精緻化・最終化
別紙5 帳票要件		① デジタル庁中心の共通要件関連 ・ データ要件 ・ 連携要件	・ デジタル庁へ照会・調整し、フィードバック結果を反映
別紙6 帳票印字項目		—	・ 機能要件等の精緻化・最終化に合わせて更新
別紙7 帳票レイアウト			
参考 データ要件			
別紙8 連携要件			
別紙9 用語集			

今後のスケジュール

○ 令和4年8月までに標準仕様書（1.0版）の公表を行う。

令和3年度

令和4年度

標準仕様書案作成

検討会等での検討

デジタル庁等との調整

第4回検討会

標準仕様書（1.0版）の
公表（8月）作業
概要

- 検討会(WT)での検討結果、全国意見照会結果を踏まえ、標準仕様書(案)を作成

- 全国市区町村意見照会結果から抽出した論点を中心に、検討会(WT)にて協議・検討
- 協議・検討結果を踏まえ、標準仕様書(案)を精緻化

- デジタル庁と、非機能要件、データ要件、連携要件等を調整
- 調整結果は標準仕様書(案)へ反映



- 標準仕様書(案)について

- 標準仕様書（1.0版）の公表に向けた準備



自治体

全自治体

- 標準仕様書(案)の意見提出

構成員

- ワーキングチームへの参加
- 標準仕様検討・案作成

- 標準仕様書(案)の確認
- 意見提出、調整

APPLIC

- 標準仕様書(案)の確認
- 意見提出

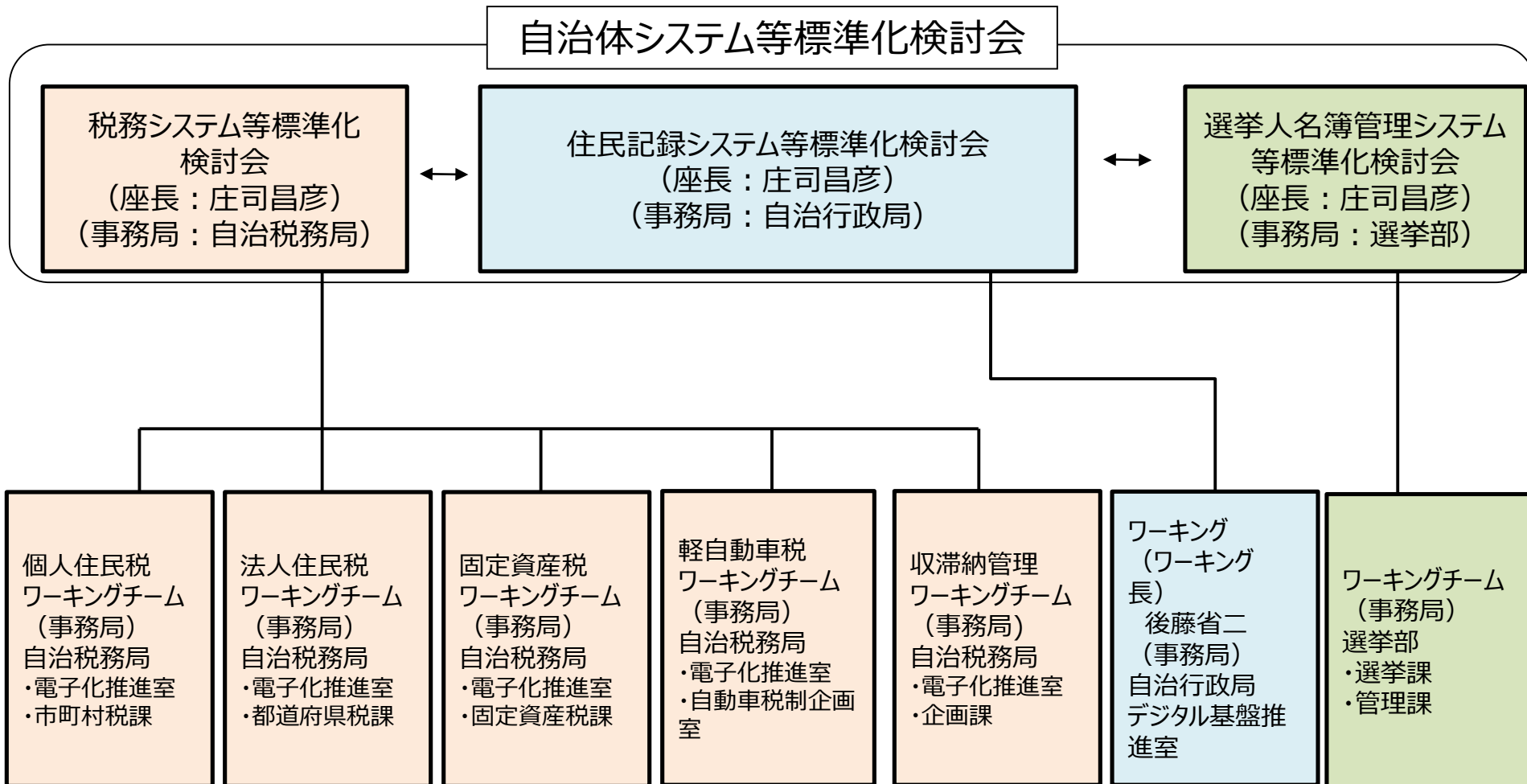
- 標準仕様書(案)の確認
- 意見提出（4月～6月）

(参考資料 1)

検討会の体制等

総務省の検討体制

- 自治体システム等標準化検討会では、これまで、住民記録システム及び税務システムの標準化について検討を行ってきたが、デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、新たに選挙人名簿管理システムの標準化についても検討する。



- 自治体システム等標準化検討会における指針を踏まえて、具体的な課題・論点を検討するワーキングチームを立ち上げ、標準仕様書案策定にあたっての方針検討を行った。ワーキングチームの構成員は下記のとおり。

選挙人名簿管理システム等標準化検討会ワーキングチーム構成員の一覧

氏名（敬称略）	団体名	役職等
小島 勇人	一般社団法人選挙制度実務研究会	代表理事
三浦 雄二	全国市区選挙管理委員会連合会	事務局長
田畑 裕紀	札幌市（北海道）	選挙管理委員会事務局 選挙係長
久保 正義	広島市（広島県）	選挙管理委員会事務局 選挙課長
栗原 拓郎	前橋市（群馬県）	選挙管理委員会事務局 主任
江森 渉	船橋市（千葉県）	選挙管理委員会事務局 選挙係長
中山 善之	日野市（東京都）	選挙管理委員会事務局
大竹 芳弘	三条市（新潟県）	総務部 情報管理課 課長補佐
木之瀬 義孝	甲府市（山梨県）	選挙管理委員会事務局 選挙係長
若杉 泰之	富士市（静岡県）	総務部 情報政策課 総括主幹
岩田 朋子	南国市（高知県）	選挙管理委員会事務局 主査
本山 政志	埼玉県町村会	情報システム共同化推進室 室長
吉本 明平	APPLIC	企画部 担当部長
前田 みゆき	デジタル庁	統括官付プロジェクトマネージャー

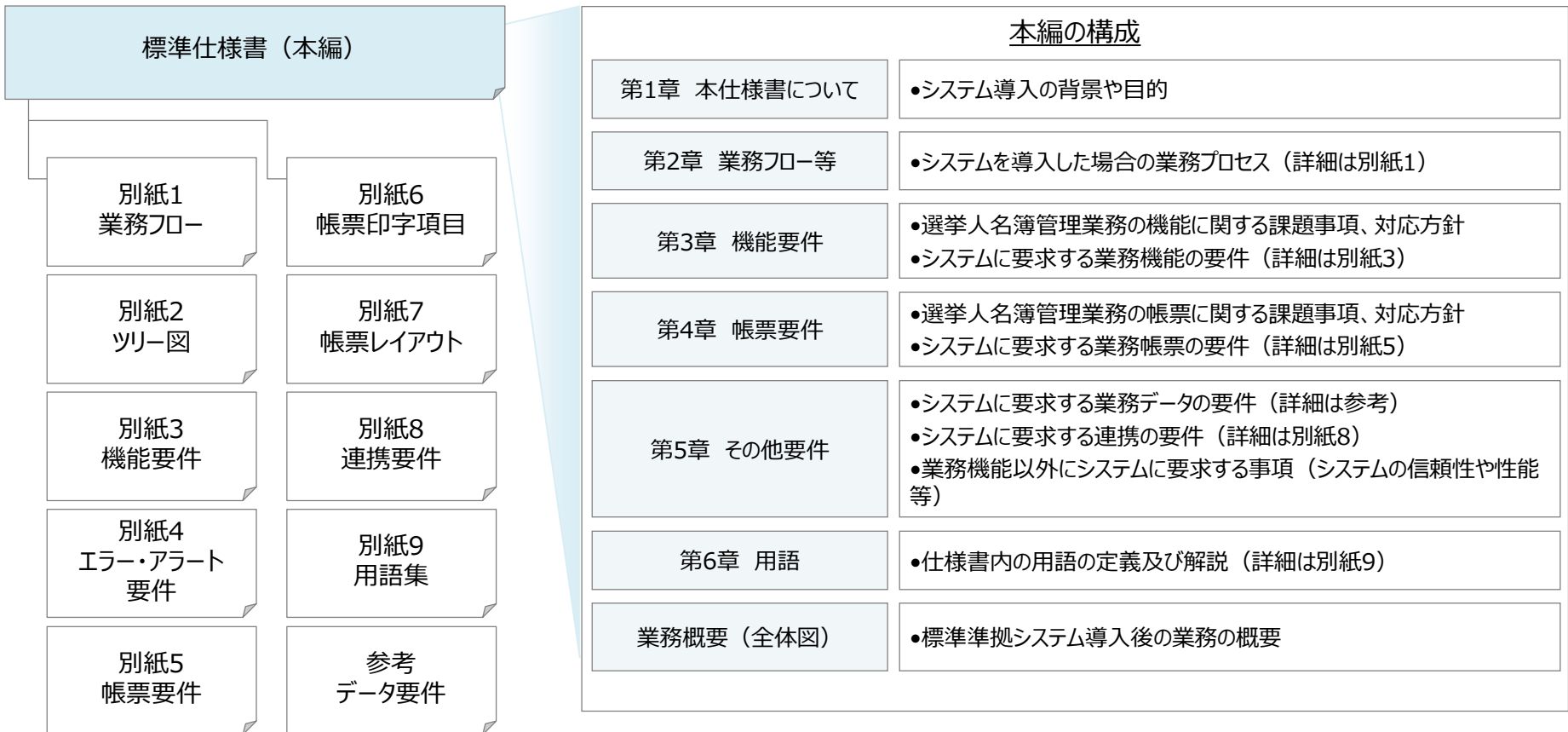
(参考資料 2)

標準仕様書の概要

標準仕様書の構成

- 標準仕様書は、標準仕様書本編及び別紙から構成され、標準準拠システムに対する要求要件を漏れなく可視化した資料である。
- 標準仕様書を用いて各自治体が調達を行うことで、標準準拠システムに求める仕様を各事業者へ正確且つ確実に伝達する。

標準仕様書の構成



機能に関する資料・帳票に関する資料

- 機能要件は、「①機能の定義」「②機能の定義設定の考え方」「③ワーキングでの協議結果及び対応」から成り、各機能を設定した背景や根拠、WTでの議論の過程等を把握することが可能である。
- 帳票要件は、選挙人名簿管理システムで取り扱う全ての帳票を一覧化し、概要・用途、出力条件、様式等を整理している。

機能に関する資料・帳票に関する資料の概観

【機能要件】

機能名称	① 機能の定義		② 機能の定義（仕様書たき白）設定の考え方・理由	③ ワーキングでの協議結果及び対応
	実装すべき機能	実装しなくても良い機能		
3. 特定資格等管理				
3.1. 失権者管理				
3.1.1	失権者の情報管理機能は、失権登録から失権日または転出4ヶ月経過後までとする。		法第11条第1項、第252条、政治資金規正法第28条、選挙記録保存法第17条の規定により選挙権を失った者について、名簿登録前・登録後にかかわらず、氏名、生年月日、住所、本籍、事由、失権予定日、失権開始日、期限（期前開閉、未決待留日数を含む）、登録日を管理（登録・修正・削除）できること。	失権者情報の管理方法については、紙媒体、表計算ソフト（Excel等）、システム等各自決裁制度で差異が生じているが、本事業により、システムの管理へ標準化する。
3.1.2	失権者の転出後の管理については、管理を実施している団体、していない団体とがあったため、適用を統一することとし、転出後4ヶ月経過後までの管理とする。		失権者の転出後の管理については、紙媒体通知の形式が標準化によって異なっており、情報の記載状況にも差異があるという背景もあつたため、失権予定日の管理及び表計算ソフトの実装を求める内容が多かつたため、標準機能とする。	

①機能の定義

- ・ 実装すべき機能/実装しなくても良い機能に分けて記載

②機能の定義設定の考え方・理由

- ・ 根拠法令や想定利用方法、システム構成に関する前提、実装しなくても良い機能とした根拠などを記載

③ワーキングでの協議結果及び対応

- ・ 全8回実施したWTでの議論、及び確定した方針について背景とともに記載

【帳票要件】

No.	システム名称	① 帳票区分		② 標準化検討		③ 帳票一覧		出力条件等 ※6.集計表、7.案件別一覧、8.データ連携用CSVファイル、9.その他の帳票一覧・集計表のみ記載	法令との対応
		外/内	種別	標準化	方針	実装すべき帳票	実装しなくても良い帳票		
1	1.選挙人名簿管理（選挙）	外部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●	選挙人名簿抄本（選挙時・前日・当日用）	選挙人名簿抄本（選挙時・前日・当日用）	※6.集計表、7.案件別一覧、8.データ連携用CSVファイル、9.その他の帳票一覧・集計表のみ記載	法第20条第2項の二
2	1.選挙人名簿管理（選挙）	外部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●	選挙人名簿抄本（選挙時・前日・当日用）	選挙人名簿抄本（選挙時・前日・当日用）	※6.集計表、7.案件別一覧、8.データ連携用CSVファイル、9.その他の帳票一覧・集計表のみ記載	法第20条第2項の二
3	1.選挙人名簿管理（選挙）	内部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●	選挙人名簿抄本（選挙時・前日・当日用）	選挙人名簿抄本（選挙時・前日・当日用）	※6.集計表、7.案件別一覧、8.データ連携用CSVファイル、9.その他の帳票一覧・集計表のみ記載	法第20条第2項の二

①帳票区分

- ・ 帳票区分（内部/外部）、種別（法令様式/自治体間通知 等）を記載

②標準化方針

- ・ 標準化方針（レイアウト定義/印字項目まで定義/画面参照/EUCの別）を記載
- ・ 実装すべき機能/実装しなくても良い機能に分けて記載

③帳票概要

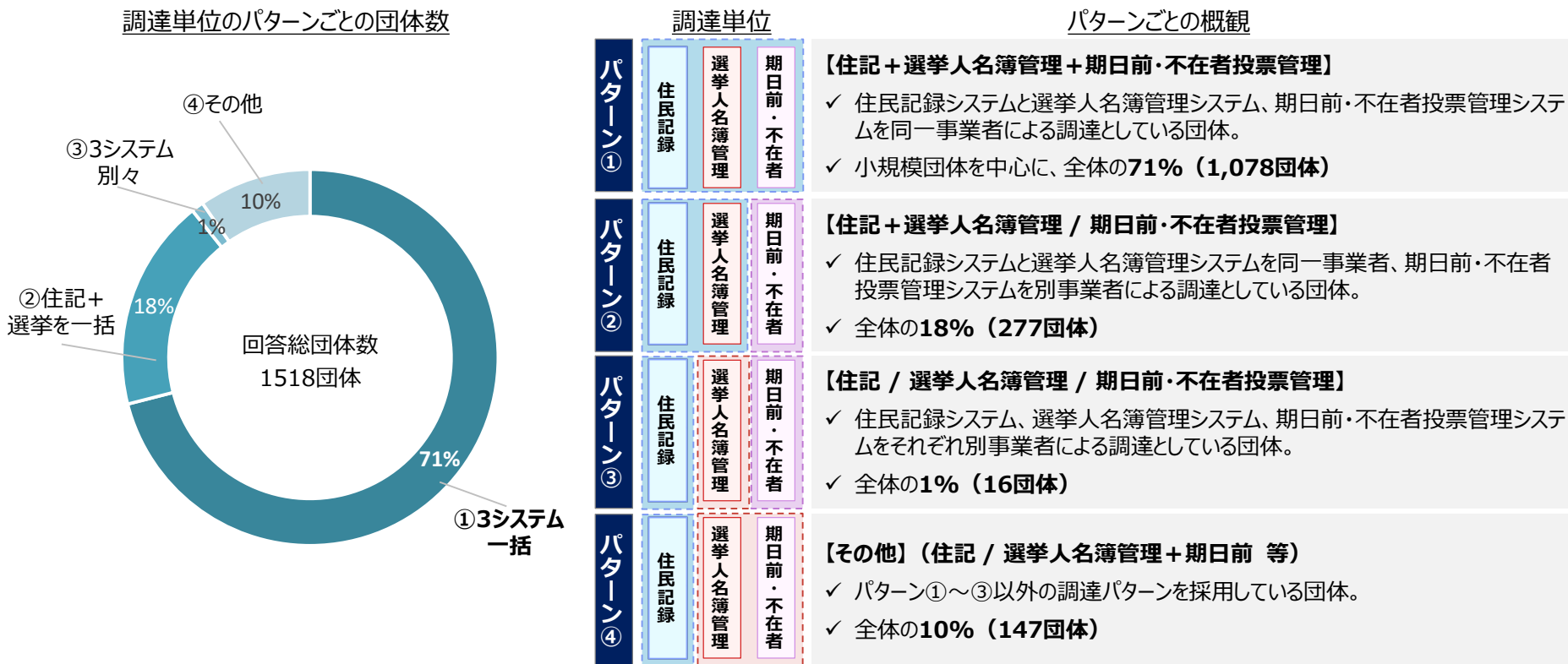
- ・ 帳票の概要・用途の説明を記載
- ・ 帳票の出力における条件指定、出力項目、集計単位等の定義を記載

（参考資料 3）

選挙人名簿管理業務に関する照会結果の整理

意見照会結果の概観 ① 住記/選挙人名簿管理/期日前の調達単位のパターン

- 各団体のシステムの調達単位を調査した結果、パターン①である住記・選挙人名簿管理・期日前の3システムを一括で調達している団体が最も多い結果となった。



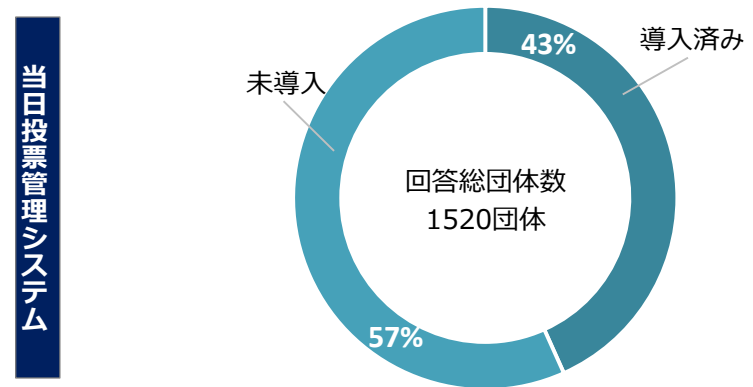
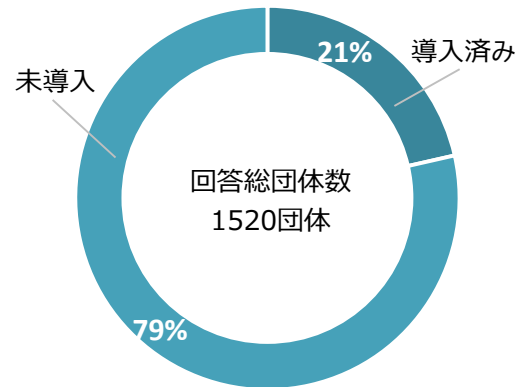
標準仕様書の対応

- ✓ パターン①②に見られる選挙人名簿管理システムと住記システムを一括で調達している団体が大半を占めることから、住記と共通の住民データベースを有することを前提に機能を定義。（機能要件1.2.1 住記異動情報反映 等）
- ✓ パターン③④のように選挙人名簿管理システムと住記システムが別調達となる場合を考慮し、選挙人名簿管理システムにて「住民マスタ」を管理し、パターン①②と同等の機能を担保。（機能要件1.1.1 住民マスタ突合、6.2.1 住民記録情報連携 等）
- ✓ パターン②③のように選挙人名簿管理システムと期日前・不在者投票管理システムが別調達となる場合を考慮し、両システム間で連携すべき情報、タイミング等を定義。（機能要件6.2.5・6 期日前・不在者投票管理システム連携 等）

意見照会結果の概観 ② 在外選挙管理/当日投票管理システムの保有状況

- 在外選挙管理システム及び当日投票管理システムの保有状況を調査した結果、在外選挙管理システムについては21%の団体が導入済み、当日投票管理システムは43%の団体が導入済みと、導入している団体数が両システムとも半数を下回ることが判明した。

在外選挙管理システム・当日投票管理システムの保有状況（団体数ベース）



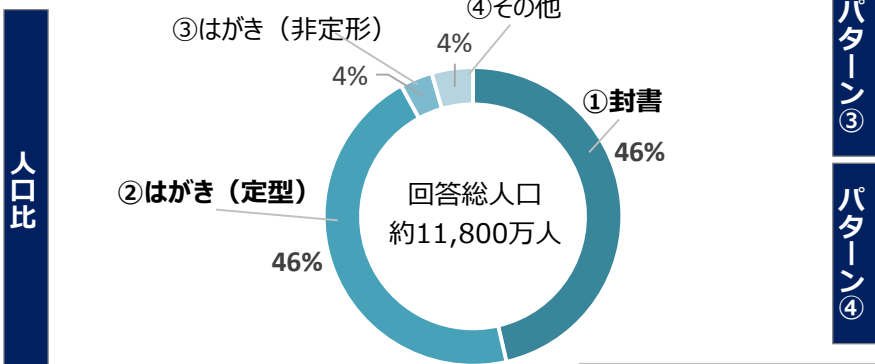
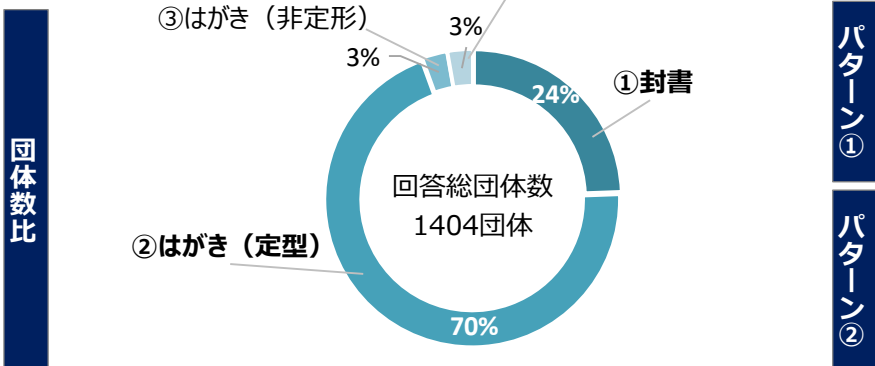
標準仕様書の対応

- ✓ 在外選挙管理システムを導入しない団体での運用を想定し、出国時申請者情報の管理など、必要な機能を選挙人名簿管理システムにて定義。（機能要件3.6.2 出国時申請者管理 等）
- ✓ 当日投票管理システムを導入しない団体での運用を想定し、当日用選挙人名簿抄本を紙及びデータで出力可能とする機能、選挙人名簿管理システム及び期日前・不在者投票管理システムにて定義。（機能要件2.6.1 当日用名簿抄本作成（選挙人名簿抄本（選挙時－選挙期日前日締分））、10.1.1 当日投票者入力 等）

意見照会結果の概観 ③ 投票所入場券（入場整理券）の送付様式

- 投票所入場券の送付様式を調査した結果、パターン①の封書様式及びパターン②のはがき様式(定型)での送付が多数を占め、大規模団体ではパターン①の封書様式、小規模団体ではパターン②のはがき様式(定型)を用いる傾向があることが推察される。

送付様式



送付様式のパターン



封書様式



はがき様式 (定型)



はがき様式 (不定型)



その他

パターンごとの概観

【封書様式】

- ✓ 団体比：全体の**24%** (343団体)
- ✓ 人口比：全体の**46%** (約5,470万人)

【はがき様式 (定型)】

- ✓ 団体比：全体の**70%** (983団体)
- ✓ 人口比：全体の**46%** (約5,380万人)

【はがき様式 (不定形)】

- ✓ 団体比：全体の**3%** (39団体)
- ✓ 人口比：全体の**4%** (約410万人)

【その他】

- ✓ 団体比：全体の**3%** (39団体)
- ✓ 人口比：全体の**4%** (約520万人)

標準仕様書の対応

- ✓ 投票所入場券の送付様式については、市民への情報発信、印字項目の視認性の向上といった観点から、封書様式を標準レイアウトの推奨案として定義。(機能要件2.5.1 投票所入場券作成 帳票要件No.7 投票所入場券)
- ✓ はがき様式 (定型) についても、コスト削減の観点から標準レイアウト中に定義。